

受講
無料

平成23年度 税制改正セミナーのご案内

2011年2月10日(木)開催

平成23年度 税制改正のポイント

法人税制を中心に注目の改正点を解説します

当セミナーは12月中旬に発表された税制改正大綱を基にオリジナルレジュメを利用して税制改正のポイントをわかりやすく解説いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

平成23年税制改正では、
次の改正が予定されています

裏面のお申込用紙から
今すぐお申込を！

1. 法人税制

- 実効税率の引き下げ(5%) 法人税率4.5%の引き下げ
- 中小法人の軽減税率3%引き下げ
- 減価償却資産の定率法の償却率の縮小
- 繰越欠損金の控除限度を所得の80%に制限し、繰越期間を7年から9年へ
- 貸倒引当金の適用業種の縮小
- 一般寄付金の損金算入限度額の縮減
- 棚卸評価における切り放し法の廃止、洗い替え法へ一本化

2. 個人課税

- 給与収入1,500万円を超える給与所得控除に245万円の上限設定
- 高額役員給与の給与所得控除の縮減
- 23歳から69歳までの成年扶養控除の一部廃止
- 5年以内の役員退職金の退職所得控除の縮減
- 認定NPO法人、公益法人社団等への寄付に係る税額控除制度の導入

3. 金融・証券税制

- 上場株式の軽減税率10%2年延長、H26年1月より日本版ISAの導入
- 大口株主要件を5%から3%へ引き下げ

4. 資産課税

- 相続税の基礎控除を「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げ
- 非上場株式の納税猶予制度が利用されやすいように見直し

5. その他(消費税等)

- 消費税の免税事業者の要件の見直し
- 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの見直し
- 更正の請求期間が1年から5年へ、増額更正期間が3年から5年へ

開催要項

—講師紹介—



金子 寿一

CSアカウンティング株式会社 代表取締役社長 税理士

辻・本郷税理士法人グループにおける会計・人事のアウトソーシング・コンサルティングに特化したCSアカウンティング株式会社の代表取締役としてオーナー企業（上場・未上場）およびオーナー個人に関するコンサルティング業務、上場企業の子会社管理業務や不動産・金融商品の流動化支援業務など幅広く活躍している。

主な著書に、「税金を取り戻す法（実業之日本社 共著）」、「帳簿がわかる（実業之日本社 共著）」などがある。

開催日 平成23年2月10日（木）16:00～17:30

場所：CSアカウンティング株式会社 セミナールーム
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル30F

参加費：無料

定員：15名

（先着順で定員となり次第、締め切らせていただきます。）

■お問い合わせ先

Customer
Satisfaction
Accounting

CSアカウンティング株式会社

〒163-0630 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル30F

Tel: 03-5908-3421 / Fax: 03-5339-3178

セミナー事務局 担当: 小日向
Mail: seminar@cs-acctg.com



CSアカウンティングは、公認会計士・税理士・社会保険労務士等を中心に約150名のプロフェッショナル・スタッフによって会計・人事に関するアウトソーシング・コンサルティングサービスを提供しています。

お申込 F A X 番号 03-5339-3178

必要事項を記載いただき、そのまま F A X でお送りください。

御社名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
部署名/ご役職	(ふりがな) お名前	E-mail	
		@	
		@	